

県勢振興計画・県営水道

【県勢振興計画】

戦後40年余の歳月を経て、本県の姿は大きな変貌を遂げた。人跡まれといわれた奥吉野にも巨大なダム群の建設をはじめ、幹線道路網ならびに林道網の整備が進められるとともに生活関連施設の整備も進められている。一方青垣山に囲まれた大和平野の田園風景のなかに幹線道路網や上・下水道等の生活関連施設等が整備されるとともに大規模な住宅団地、工業団地が建設され、人口の著しい増加ならびに産業の発展をみている。

本県における総合開発(計画)は、戦後、農業用水の確保を主とした十津川・紀の川(吉野川)総合開発事業に始まり、その実施途上、国土総合開発法による特定地域として、熊野川、(現新宮川)水系の発電と森林資源開発を中心とした吉野熊野特定地域総合開発計画を中心に、昭和31年度を初年度とし、電源開発、林産資源開発、農産資源開発、国土保全事業、交通条件整備事業等が実施されてきた。

昭和38年には、奈良県新総合開発計画を策定し、大都市近郊としての機能を受けもち、工業開発を主軸とした発展を期待し、その時代の要請に即応してきた。

その後、県勢は順調な発展を続けたが、人口の急増と産業の発展による、土地利用の混乱、文化財と自然破壊の危惧、公害、水不足等の社会生活環境の悪化に伴う対策の強化と産業面における農林業の近代化の推

進、労働対策、地場産業と新規企業との調整、観光施設の整備等、又他面、低所得者層に対する福祉対策、教育の向上、同和対策等の施策も同時に講じることによって経済の高度成長がもたらしたひずみの是正を図るため、昭和43年に昭和50年を目標年次とする第2次奈良県新総合開発計画を策定し、土地利用計画の策定とその方向づけ、公害防止条例の制定と施行、水需給の長期見通しとその対応策をはじめ、自然環境保全条例の制定施行等、緑地の保全、県営上・下水道の着工等に取り組むとともに産業基盤の整備、社会福祉事業等それぞれの事業を実施してきた。

昭和48年には、人間生活優先、環境重視の対策をさらに充実強化すること等を柱に、目標年次を昭和60年とする県長期基本計画(第3次)を策定し、古都保存特別地区の公有化、大気汚染測定局の整備等の環境の保全、大和川上流流域下水道、大淵池公園等都市公園の整備等、生活・産業基盤の整備、高等学校の新設等教育環境の整備及び県立奈良病院の開設等医療の確保等、各般に亘る施策を積極的に推進してきた。

その後、さらに自然環境の保全と良好な居住環境の確保、公害の防止等に力をそそぐことを主眼として、昭和51年度には、長期的な展望に立った将来の適正人口の検討を行った。その結果に基づき、さきに策定した第3次計画の目標人口169万人を143万人に変更した。

さらに、昭和52年度には、適正将来人口の新たな設

定に伴い、

- 人口に関連する事項の内容を変更する必要が生じたこと。
- 経済情勢の変動による主要経済指標を修正する必要が生じたこと。
- 国土利用計画(県計画)[昭和52年3月30日策定]との整合を図る必要が生じたこと。

等により、第3次計画の基本的方向は堅持しながら修正を行い、昭和53年に県長期基本計画(第3次)[修正計画]を作成した。

その後、21世紀を展望しながら、美しい自然環境のもとで、健康で豊かな家庭生活を築きつつ平和で楽しい社会生活を共にし、世界各国とも直結した奈良県づくりの指針となる計画を策定する必要が生じているとともに、現行計画について

- 目標年次が間近に迫っていること。
- 目標年次の適正人口を143万人と設定しているが、昭和55年国勢調査結果からみて、計画数値と実勢との間に乖離が予想されること。
- 各種の上位計画との整合を図る必要があること。
- 21世紀を展望した県政の重要課題についての将来構想を検討するため設置した奈良県21世紀委員会の4つの提言の実現を図ること。

等から昭和59年4月には、経済の繁栄をめざした「県長期基本構想」を策定した。

【奈良県長期基本構想】

この構想は、広く県民の英知を結集した奈良県21世紀委員会が3年間にわたり取りまとめた経済分野の4つの提言、即ち

※総合的な交通網の整備構想

※県土利用の基本的方向・人口指標・水需給の見通し

※産業振興の長期構想

※関西文化学術研究都市における奈良県の基本構想を県として採択し、これを基本としながら策定したものであり、今後、昭和70年度を目標として、計画的に事業の推進を図っているところである。

この構想は

1 県勢発展の基本方向

- (1) 県の将来像
- (2) 県政運営の基本方向
- (3) 県土利用の基本方向
- (4) 人口・経済諸指標の見通し

2 主要施策

- (1) 産業の振興
- (2) 交通・通信体系の整備
- (3) 生産・生活基盤の整備

の2章7節で構成されており、その概要は次のとおりである。

I 県勢発展の基本方向

1 県の将来像

奈良県は、世界に誇り得る貴重な文化遺産や、それらと一緒に成す歴史的風土と恵まれた自然環境をあわせ持つており、日本の国土と歴史の中に特異な位置を占めている。また、隣接する府県とともに、近畿圏として一体的に発展すべき地理的位置に置かれている。

将来の県勢も、激しく移り変わる社会・経済情勢に左右されることなく、奈良県の持つ特性を生かす方向で発展させなければならない。

このように考えるとき、奈良県の将来あるべき姿を、香り高い文化の蓄積と、豊かな自然環境を基調として、次のように設定する。

「快適で文化的な居住空間が平野地域を中心に広がっていて、その周囲には、豊富な文化財の遺産や、豊かな自然環境を生かし、日本人の心のふるさととしての歴史的風土や諸文化施設が整えられ、さらに、広域的な保養の場として多様なレクリエーション施設が整備されている。

産業面では、本県にふさわしい農業、林業が振興されるとともに、工業、商業なども周囲の環境と調和をとりつつ発達し、さらに、交通網が充実した近畿圏の一翼を担う活力にあふれる生活の場が形成されている。」

このような美しい自然環境と快適な生活環境のもとで、すべての県民が、健康で豊かな家庭生活を営みつつ、平和で楽しい社会生活を共にできる、また、世界に開かれた奈良県でなくてはならない。

以上のような県の将来像に則しながら、地域毎（大和・平野地域、大和高原地域、五條・吉野地域）に、各地域の持つ特性と経済、社会的諸条件を考慮して、それぞれ将来像を設定（省略）し、調和のとれた均衡ある発展を期すこととしている。

2 県政運営の基本方向

「県の将来像」を基本として、豊かで活力ある県民生活の実現をめざして

1 本県発展のすべての基盤としての経済、産業などの繁栄をめざして

2 本県の特性を生かし、文化観光県としての立県をめざして

3 本県のもつ課題の克服をめざして

4 今後、激しい変化と進展が予想される社会情勢に、本県としての適切な対応をめざして

の4項目を県政運営の基本方向としている。

(1) 経済の繁栄をめざして

活力ある奈良県、豊かな県民生活は、経済の発展なくしては望めない。県民すべてが、安定した職場と高い所得水準を確保し、豊かな生活を享受していくためには、あらゆる諸施策を総合的に行わなければならぬが、同時に本県産業の振興と、これに併せて道路などの公共施設と生活環境の整備などが不可欠な要件である。本県では、近年、著しい人口の増加をみたが、大都市に近接しているという立地条件から、県外への

通勤者が多く、ベッドタウン化しており、人口の増加に対応した産業活動、商業機能の強化が課題となっている。また、産業活動、県民生活の基盤である道路・鉄道網などの公共施設の整備も重要な課題である。

一方、21世紀に向って、本県をとりまく経済・社会情勢は、大幅な人口増加に伴う就業人口の増加や、技術革新、高度情報化、サービス経済化の進展などが予想される。したがって、今後、このような本県が抱えている課題の解決と新たな経済・社会情勢の進展・変化に適切に対応し、産業の振興と併せて、公共施設を整備し、県民生活の向上を図ることが県政の最重点課題と考え、「経済の繁栄をめざす」ことを県政運営の第1の基本方向とするものである。このため、まず、産業の振興については、労働力人口の大幅な増加や本県の持つ特性を生かすことを念頭において、特に、次の7項目を基本方向とする。

- ① 農林業、地場産業など既存産業の活性化
- ② 都市地域、農山村地域など地域に応じた産業の振興
- ③ 県内雇用拡充のための新規産業の創出
- ④ 自然環境、地域技術、森林資源など本県の特長を生かした産業の振興
- ⑤ 国際化、情報化、余暇社会化など社会情勢の変化に対応する“産業のサービス経済化”
- ⑥ 産業の高付加価値化のための技術開発の推進

⑦ 優秀な技術者、農林業・地場産業の後継者など幅広い人材の養成

また、県民生活や産業の基盤となる道路網の整備については、紀伊半島縦貫自動車道、東海南海連絡道の国土幹線道路の建設を推進し、これらを基軸として、第二阪奈道路、南阪奈道路、富田林・五條線のはか、国道309号水越峠の整備など、大阪との道路や県内主要幹線道路、関西国際空港の開港や関西文化学術研究都市の建設に対応した道路網の整備を推進する。

さらに、水資源の確保、水道の整備などの生産・生活基盤の整備を図るなど、各般にわたる施策を推進する。

(2) 文化観光県をめざして

本県は、古代律令国家の誕生の地となった飛鳥や、平城京建都以来、長きにわたる古都としての奈良市をはじめ、日本文化の源流の地として、数多くの歴史的・文化的遺産を有し、訪れる観光客に限りない郷愁を抱かせている。このように、本県は、千数百年にわたる飛鳥、白鳳、天平の文化と、これをとりまく歴史的風土を今に残し、我が国の国土と歴史の中に特異な位置を占めている。

また一方では、生活水準の向上などに伴って、物質的な欲求よりも精神的な欲求を重視する文化志向への高まりが予想され、さらには、国際化の進展に伴って、国際的な文化交流の活発化が予想される中にあって、関西国際空港、関西文化学術研究都市、中央新幹線など

の建設により、本県が果たすべき役割への期待は大きいものがある。したがって、本県としては、優れた特性を充分生かしながら、文化志向の高まりや、国際化の進展などを背景として、「文化観光県をめざす」ことを、県政運営の第2の基本方向とするものである。このためには、貴重な文化遺産と、これらと一体を成す歴史的風土・自然環境を保存・活用するとともに、平城宮跡や斑鳩の里、飛鳥などの古代文化の拠点を核に、各地の文化財・文化観光施設を整備し、文化的な風土を醸成しながら、これらのネットワーク化を図り、近畿圏のみならず、我が国を代表する文化観光ゾーンとして、その形成を図る。また、南部山岳地域の雄大な大自然を活かし、紀伊半島の広域観光・レクリエーションの場として、新しい観光資源を創出し、これらの観光拠点を有機的に結び、広域観光ネットワークを形成する。

さらに、文化観光県にふさわしい町並みの整備や、魅力ある商業機能の充実を図るとともに、国際化社会にも対応し、幅広い国際交流を実現するための観光拠点の整備や観光客誘致対策等の推進に努めるほか、主要観光地へのアクセス交通の円滑化を図るために交通網を整備する。これらのほか、文化観光県としての気風を醸成するため、幅広く文化・スポーツの振興を図る。

(3) 県の抱えている課題の克服をめざして

本県は、過密と過疎の同時進行と、それに関わる諸

問題並びに保存と開発の調和を常に考えなければならない、など他府県にみられない独自の課題を抱えている。まず、本県は京阪神大都市圏に近接していること、良好な自然環境に恵まれていることなど、居住環境に適していることから、近年、大和平野地域の北中部を中心に住居開発が進み、人口が急増した結果、自然環境の悪化、生活基盤の相対的な低下など、都市化の弊害が顕在化しつつある。

一方、大和高原地域や五條・吉野地域においては、人口の流出が依然として続いていることから、高齢化と相まって、地域社会そのものが活力を失うという過疎化現象が生じるなど、本県では過密と過疎が同時に進行するという課題を抱えている。

次に、本県は京阪神大都市圏に隣接しており、交通も至便であることから、県外への通勤者が多く、県内就業率は昭和45年82.1%が昭和55年75.3%にまで低下し、近畿府県の中でも特異な形態を示している。

近年、県人口は急速に増加したが、本県は単なるベットタウンとなり、県勢の活性化に結びついていないという課題を抱えている。

さらに、本県では県下全域にわたって埋蔵文化財、遺跡が極めて多く、これらの保存と県民生活向上のための各種の開発事業をいかに調和させるかが、常に県政の大きな課題となっている。

したがって、今後、経済の均衡と調和ある発展をめ

ざすために、「県の抱えている課題の克服をめざす」とと、県政運営の第3の基本方向とするものである。

このためには、大和平野地域の開発抑制と環境保全、大和高原、五條・吉野地域では積極的な開発整備による定住の促進など、県土の均衡ある発展を図る。

(4) 社会情勢の変化・進展への適切な対応をめざして

21世紀に向って、我が国をとりまく環境は、人口の高齢化や国民意識・価値観の多様化、技術革新・高度情報化社会の進展、国際化社会の到来など、様々な社会情勢の変化・進展に直面することが予想される。

特に、高齢化社会の進展は、出生率の低下や平均寿命の伸長によって、世界でも例を見ないスピードで進行しつつあり、総人口に占める65歳以上の人口比率は、昭和55年の9.1%（本県9.3%）から、20年後には現在の欧米諸国の水準に達し、21世紀初頭には20%に達するものと予想されており、短期間に本格的な高齢化社会を迎えることとなる。

このような急速に進展する高齢化社会は、社会経済に広範かつ、複雑多岐にわたり影響を与えるものと予想されるので、今後、本県においても、県内の情勢を的確に把握して、国が実施する高齢化対策を基本としながら、県独自の適切な施策を講じる必要がある。

また、国民の意識・価値観も、所得の上昇、余暇時間の増大、高学歴化などを背景にして、多様化しつつある。最近の国民の意識・価値観の潮流としては、自然

とのふれあいなど、多様な精神的・文化的な豊かさへの欲求の高まりや、仕事中心の生活から仕事と家庭との両立への重視、地域活動への参加意識の高まりなど、様々な分野に生きがいを求める傾向が強まりつつある。

今後は、このような県民の意識・価値観は更に多様化するものと予想されることから、県民の意識を的確に把握し、諸施策を推進していくことが重要である。一方、我が国の技術革新・情報化の進展はめざましく、今日の経済社会の発展に大きく寄与してきた。

技術革新・高度情報化社会は、21世紀に向って更に飛躍的に進歩し、産業の合理化、高度化にとどまらず、行政分野、家庭生活など、社会のあらゆる分野にまで深く浸透し、豊かな経済社会を構築していくうえで、大きな原動力となるものと期待されている。

したがって、本県としても、技術革新・高度情報化がもたらす成果を、産業界はもとより、行政、家庭生活の分野まで積極的に取り入れるための措置を的確に講じる必要がある。このような様々な社会情勢の変化・進展に先見性をもって適切に対応しながら、行政施策を開拓していくことが極めて重要であることから、県政運営の第4の基本方向とするものである。

3 県土利用の基本方向

県及び地域ごとの将来像を実現するための県土利用の基本方針と地域別の土地利用の基本方向は、次のとおりである。

【県土利用の基本方針】

- (1) 貴重な文化遺産、豊かな自然環境といった国民的財産を将来にわたって保全するとともに、その活用を図る。
- (2) 県内3地域の特性に配慮しながら、それぞれ相応しい県土利用を行い、県全体としてバランスのとれた県勢の発展を図る。そのためには、大和平野地域においては、開発の抑制を基調とし、大和高原地域及び五條・吉野地域では、積極的な地域開発を図る。
- (3) 住む、働く、学ぶ、憩う、といった機能の調和によって、活力にあふれる生活の場を創出する。
- (4) 都市基盤、農・林・工業などの産業基盤、交通網の充実によって、県土の秩序ある充分な活用を図る。
- (5) 河川の整備、森林の保全、優良農地の確保などにより、災害のない環境と調和した土地利用を図る。

【地域別の土地利用の基本方向】

〈大和平野地域〉

市街化区域の拡大や市街化調整区域での大規模開発は、原則として抑制する。ただし、南部の一部地域では、都市基盤の十分な整備を前提として、適度な範囲内で市街化調整区域において、大規模開発も考慮する。また、北部では、関西文化学術研究都市構想の実現を図るために、適正な土地利用を進める。

〈大和高原地域〉

自然と調和した快適な住宅地を配置した地域の核となる新しい都市の育成を図る。また、鉄道沿線の適地では、田園と調和した住宅開発を進める。

工業用地としては、地場産業の振興や農業・林業の産出品の加工産業の育成のための工業用地を確保するほか、新しい地域の核となるような工業団地の整備を図る。

〈五條・吉野地域〉

五條市、大淀町など吉野川北側の鉄道沿線を中心に、快適な住宅地の開発を図るとともに過疎地域などの住民の雇用の場を確保するため、新たな工業団地の造成を図る。また、豊富な森林・観光資源の有効利用を図るために基盤整備を進める。

4 人口・経済諸指標の見通し

目標年次における本県の姿を、次のとおり想定している。

〈人口諸指標の見通し〉

区分	実 数				構 成 比 (%)				伸び率(%)	
	昭和55年 (1980年)	昭和65年 (1990年)	昭和70年 (1995年)	参考 (昭和75年)	昭和55年 (1980年)	昭和65年 (1990年)	昭和70年 (1995年)	参考 (昭和75年)	65/55	70/65
総 人 口(千人)	1,209	1,429	1,527	1,625	100.0	100.0	100.0	100.0	18.2	6.9
年 齢										
0~14歳(千人)	292	278	280	301	24.2	19.5	18.3	18.5	△4.8	0.7
15~64歳(千人)	804	1,002	1,068	1,112	66.5	70.1	70.0	68.4	24.6	6.6
構成 65歳以上(千人)	113	149	179	212	9.3	10.4	11.7	13.0	31.9	20.1
総 世 帯 数(千世帯)	340	423	461.5	500	—	—	—	—	24.4	9.1
労 働 力 人 口(千人)	529	680	745	799	—	—	—	—	28.5	9.6
従 業 人 口(千人)	390	512	561	602	100.0	100.0	100.0	100.0	△31.3	9.6
産 第1次産業(千人)	43	35	33	32	11.0	6.9	5.9	5.3	18.6	△5.7
業 第2次産業(千人)	132	174	190	204	33.9	33.9	33.9	33.9	31.8	9.2
別 第3次産業(千人)	215	303	338	366	55.1	59.2	60.2	60.8	40.9	11.6

〈経済諸指標の見通し〉

区分	実 数				構 成 比 (%)				伸び率(%)	
	昭和55年 (1980年)	昭和65年 (1990年)	昭和70年 (1995年)	参考 (昭和75年)	昭和55年 (1980年)	昭和65年 (1990年)	昭和70年 (1995年)	参考 (昭和75年)	65/55	70/65
県内純生産額(億円)	14,466	26,710	34,440	43,410	100.0	100.0	100.0	100.0	84.6	28.9
産 第1次産業(億円)	559	710	840	1,010	3.9	2.7	2.4	2.3	27.0	18.3
業 第2次産業(億円)	6,054	11,800	15,700	20,500	41.8	44.2	45.6	47.2	94.9	33.1
別 第3次産業(億円)	7,853	14,200	17,900	21,900	54.3	53.1	52.0	50.5	80.8	26.1
工業出荷額(億円)	14,000	27,400	36,400	47,400	—	—	—	—	95.7	32.8

II 主要施策

経済を繁栄させ、豊かな県民生活の実現を図るための主要な施策は、次のとおりである。

1 産業の振興

(1) 農業の振興

① 農業生産基盤の設備

五條・吉野地区及び大和高原北部・南部地区における国営総合農地開発事業の早期完成、県営農地開発の推進、小規模農業用ダムの建設と老朽溜池（900箇所）の整備、広域農道・農免農道等の農道網の設備

② 新しい村づくりの推進

農用地区域を中心に優良農用地の集団的確保、観光農園・体験農園等の整備、集落センター・運動広場・道路・排水施設等の設備による農村環境の設備

③ すぐれた生産団地の育成

生産、集出荷体制の整備、野菜・果樹・茶等の特産物の育成、バイオテクノロジー（生命工学）技術などの新技術の開発と試験研究機関の整備充実、農業協同組合の組織強化

④ 農業の担い手の育成

農地の効率的利用と経営規模の拡大等による中核農家の育成、農業大学校の充実強化等による後継者の確保と育成、農村婦人・高齢者対策の推進

⑤ 価格の安定と流通の改善

集出荷施設・鮮度保持施設等の整備、食肉流通センターの早期建設、野菜供給安定基金など価格安定制度の充実、「日本型食生活」の啓発活動の推進等による消費の拡大

(2) 林業の振興

① 林業生産基盤の整備

計画的な林道網の整備（目標：590km開設、林道密度4.5m/ha）、森林造成・県行造林の推進（目標：人工林率66%）、新林業構造改善事業の推進

② 良質材生産の拡大と流通の改善

吉野川流域、十津川、北山川流域及び宇陀山間等の優良主産地の形成、間伐・小径木対策の強化、生産・流通・加工の合理化、優良材生産・バイオテクノロジー等の新技術の開発と普及

③ 住みよい山村づくりの推進

第3期山村振興対策の推進、山村地域若者定住環境設備モデル事業による都市との交流の推進、生しいたけ・ひらたけ等特用林産物の生産振興、多様な山村資源の有効利用の促進

④ 林業の担い手づくりの推進

県林業基金の充実による林業基幹作業員の確保と就労機会の拡大、後継者グループ組織の拡大強化等の後継者の育成、森林組合の育成・強化

(3) 水産業の振興

- ① 河川漁業の振興
人工ふ化等による放流用稚魚の生産確保、人造湖の高度利用による摘棲魚種の放流の促進、漁場環境の保全による観光漁業化の推進、漁業協同組合の組織強化
- ② 養殖業の振興
品種・品質改良技術、魚病対策などの充実、共同出荷の促進と出荷センター設置の促進、あゆ・あまご等の観光消費への拡大
- (4) 工業の振興
- ① 工業開発の推進
先端技術産業の育成・誘致と県内中小企業の集積（阿田峯工業団地、生駒市北田原地区・大和高原における工業団地の造成）、工業試験場の技術情報機能の充実・試験研究機関交流センターの設置検討等による技術開発の推進、技術系学部を含む総合大学の誘致促進
- ② 中小企業対策の推進
技術アドバイザー制度の充実、中小企業情報センターの充実強化、地場産業振興センターの早期完成、異業種間・産地間の水平的交流の推進、産地イメージの向上などの指導援助、地場産業と新技術型産業との技術移転交流の促進、伝統産業・部落産業の振興
- (5) 商業の振興
- ① 小売・サービス業対策の推進
中核商業地域における商店街区の整備による広域的商業機能の充実、中核商業地域以外の周辺各都市における地区型・近隣型商業施設の整備、サービス業の充実
- ② 卸売業対策の推進
県総合卸商業団地の早期完成による県内卸活動の流通拠点としての機能整備、中小卸売業の機能強化を図るためのボランタリーチェーンの推進、高度化資金の充実、診断指導の強化
- ③ 貿易の振興
貿易アドバイザー制度の設置検討、中小企業情報センターの充実による海外市場情報の提供、海外販路の開拓
- (6) 観光の振興
- ① 観光拠点の整備
(北中部地域)
〈国際文化観光ゾーンの形成〉
平城宮跡及びその周辺を古代文化ゾーンとし、大極殿・朱雀門・朱雀大路などの復元による史跡公園化、国際ホテル・国際会議場・国際流通センターの設置促進、県公会堂の改築等奈良公園の整備
- (東部地域)
〈冷涼な気候を生かした観光・レクリエーション

の拠点づくり)

(南部地域)

〈広域的な保養・レクリエーション基地の形成〉
大規模スポーツ公園・紀伊半島森林植物公園等の整備、道路交通網の整備、観光資源の開発

② 観光客誘致対策等の推進

観光資源の再整備による奈良の魅力づくり、伝統行事の保護・育成、ニューメディアの利用による広域的な観光情報ネットワークの形成、観光業界の活性化、観光農園の整備・観光漁業化等による観光産業化の促進、主要観光地に至るアクセス道路等の整備

2 交通・通信体系の整備

(1) 交通体系の整備

① 道路網の整備

国土幹線道路網の整備（近畿自動車道名古屋大阪線の機能強化、東海南海連絡道・紀伊半島縦貫自動車整備構想の具体化）、県内主要幹線道路網の整備（第2阪奈道路など24路線）

② 公共交通網（鉄道・バス）の整備

国土幹線交通の整備（中央新幹線の建設促進及び奈良市北部への停車駅設置促進、関西国際空港へのアクセス機能の強化、地方空港設置の必要性検討）、都市部における鉄道の立体化の促進、新

駅設置の促進

鉄道網を補完する幹線型バス路線の整備（大和野平地域）、鉄道ターミナルと各町村の中心集落を結ぶバスのネットワーク化（大和高原地域）、過疎バス等地域の実情に即したバス路線の確保
（五條・吉野地域）

③ 拠点交通施設の整備

奈良駅・大和西大寺駅等、大規模ターミナルの整備

(2) 通信体系の整備

電話通信施設の拡充・改善、新しい通信サービス（映像伝送、ビデオテックス等）の充実、防災行政無線の整備等災害時等の通信の確保、高度情報化社会に対応した電気通信システムの形成

3 生産・生活基盤の整備

(1) 水資源の確保

大滝ダム・布目ダム・初瀬ダムの早期完成と入之波ダム建設構想の具体化、上津ダム・一の木ダム等の農業用ダムの建設促進

(2) 水道の整備

未普及地域における整備促進（普及率の目標：98.3%）、県営水道の整備拡充（大字陀・菟田野両町への給水区域拡大を含む拡張事業の推進、大和高原北部地域への給水の検討）

(3) 市街地の整備

市街化区域と市街化調整区域の見直し制度の適切な運用、地区計画制度の活用、市街化整備基本計画の未策定区域での策定、市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業）の推進

(4) 住宅・宅地の整備

良質な公共賃貸住宅・公的分譲住宅の供給、県融資等の充実と利用促進による良質な民間住宅ストックの形成、樅原団地の建替・白土団地の住戸改善等既存公共賃貸住宅の計画的な整備、「同和地区住環境整備計画」の策定による住宅地区・小集落地区改良事業などの面的整備の促進

(5) 都市公園の整備

① 住区基幹公園の整備

児童公園・近隣公園、地区公園（平城2号公園、大中公園等）の整備

② 都市基幹公園の整備

総合公園（大渕池公園、大和民俗公園等）、運動公園（浄化センター公園、樅原公苑等）の整備

③ 特殊公園の整備

風致公園（竜田公園、葛城山麓公園等）の整備

④ 大規模公園の整備

広域公園（馬見丘陵広域公園、奈良公園）、国営飛鳥歴史公園の整備

（整備目標：都市公園面積1,450ha、1人当たり面積10m²）

(6) 治水・砂防対策の推進

大和川総合治水対策特定河川（佐保川、富雄川、竜田川等）の改修、中小河川・小規模河川改修事業等の推進、荒廃砂防・地すべり防止対策事業・急傾斜地崩壊対策事業の推進、伝報伝達システム（防災行政無線）の整備

(7) 下水道の整備

① 大和川上流域下水道事業の推進

富雄川・大和川・南奈良等の幹線管渠の建設推進、第1浄化センターの処理施設の増設（第1次計画区域）、葛城川、高田川、葛下川等の幹線管渠の建設推進（第2次計画区域）、計画の策定と事業の推進（第3次計画区域）

② 宇陀川流域下水道事業の推進

昭和61年度一部共用開始を目指とした浄化センター及び幹線管渠の建設推進

③ 吉野川流域下水道事業の推進

早期供用開始を目指とした浄化センター用地の確保と施設整備

(8) 廃棄物処理施設の整備

① し尿処理施設の整備

昭和70年におけるし尿処理量670kℓ/日、し尿消化槽汚泥510kℓ/日の完全処理出来る計画的な施設の整備

② ごみ処理施設の整備

・一般廃棄物処理施設の整備

昭和70年におけるごみ処理量1,170t／日の処理能力を目標に計画的な施設の整備

- ・産業廃棄物処理施設の整備

「特定産業廃棄物処理計画」に基づく適正処理の推進

- ・広域処理場整備計画(フェニックス計画)推進

(9) 公害防止対策の推進

土地利用の適正化、環境影響評価制度導入の検討等による公害の未然防止、監視体制の強化、環境基準類型指定の推進、規制強化の見直しの検討、悪臭防止法による地域指定の拡大

〔土地利用基本計画〕

土地利用基本計画策定の趣旨

本土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、奈良県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び奈良県計画）を基本として策定した。

本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政

部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

1. 土地利用の基本方向

(1) 国土利用の基本方向

国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のために限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

このような国土利用の基本認識を踏まえ、奈良県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用を計画するに当たっては、引き続き人口が増加し、都市化が進展し、経済社会諸活動が拡大することが予想されるなかで、本県のもつ豊かな自然環境の保全と文化財の保存を図りつつ、快適な県民生活が営まれることとなるよう、全国及び近畿圏の中での本県の位置づけと特徴を考慮し、適切に対処しなければならない。

しかしながら、おおむね3,692平方キロの限られた県土において、利用目的に応じた区分ごとの個々の土地の需要には対応しきれない状況にあるので、限られた

土地資源を前提とした需要の調整が重要な課題である。

したがって、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮するとともに、利用目的に応じた区分ごとの個々の土地の需要については、有効利用の促進により極力その節減を図り、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の不可逆性及び利用の転換に限界があることなどにかんがみて計画的かつ、慎重に行う必要がある。

(2) 地域別の土地利用の基本方向

地域別の土地利用に当たっては、土地、水、自然などの国土資源の有限性を踏まえつつ都市部においては人口、産業の適正配置と都市環境の整備を一層推進し、農山村部においては、農林業を中心とした産業の育成を図るなど自然との調和ある各種地域整備施策を推進することによって、それぞれの地域の特色ある土地利用が図られるよう適切に対処しなければならない。

地域の区分は、県土の自然的、経済的条件を勘案して、大和平野地域（五條市、添上郡、山辺郡、宇陀郡及び吉野郡を除く8市14町2村）、大和高原地域（添上郡、山辺郡及び宇陀郡内の3町6村）及び五條・吉野地域（五條市及び吉野郡内の1市3町10村）の3区分とする。

① 大和平野地域

この地域は、本県の開発先進地ともいべきとこ

ろで、農業、商工業など産業経済の集積地として、本県の中核的部分としてつねに先導的役割を担う重要な地域であると同時に多くの歴史的風土や文化財等を有しているが、今後も人口が増加し、一層都市化が進むものと考えられるので、秩序ある計画的な土地利用を計るため、本地域の人口増加の抑制を基調とし、自然環境と文化財等の保護保全を優先させ、優良農地を確保した農業生産団地の設定、住宅団地工業団地等の整備を推進するとともに、交通体系、上水道、公園緑地、医療教育等生活基盤の計画的な整備を図るものとする。

② 大和高原地域

この地域は、多くの未開発部分を有し、将来に発展の可能性を多く持つ地域であるので、水資源の確保を図りつつ、地理的条件や自然環境等の地域のもつている特性を生かした農林業生産基盤の開発整備を図るとともに、良好な住宅団地の造成、誘導地域を中心に工場団地の造成、医療施設、研究学園施設、青少年施設等の整備を図るものとする。

③ 五條・吉野地域

この地域は、五條市・吉野三町を中心に南和の門戸として新しい都市圏の形成の可能性と吉野山岳地域の豊富優良な森林、水資源を有しているので、地域の特性を生かした地域の振興を図るために、すぐれた自然環境と優良林地を確保しつつ、交通網の整備を

推進するとともに農用地の造成、造林、林道網の整備等の農林業基盤の計画的整備と適地での住宅及び工業団地の造成、医療施設、自然公園を中心に保健休養施設等の整備を図るものとする。

(3) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

① 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保・整備することを基本とする。

ア. 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整

備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を持続するため不可欠なものについては、積極的に保護・育成を図るものとする。

イ. 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市地域における良好な生活環境を保持するための農林地等緑地の保全を図るものとする。

② 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食糧供給減として県民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることにかんがみ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において、今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

ア. 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることかんがみ、土地

改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

イ. 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地(以下「優良農地」という。)は、後順序に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

③ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が、木材生産等の経済的機能をもつとともに、国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることからかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が、最高度に発揮されるようその整備を図るものとする。

ア. 保安林（森林法第25条第1項による保安林をい

う。以下同じ。）については、国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることからかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。

イ. 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

④ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園がすぐれた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることからかんがみ、すぐれた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

ア. 特別保護地区（自然公園法第18条第1項又は第42条第1項による特別保護地区をいう。）について

は、その設定の趣旨に即して景観の厳正なしし維持を図るものとする。

イ. 特別地域（自然公園法第17条第1項又は第42条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致又は景観の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為はさけるものとする。

ウ. その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用はさけるものとする。

⑥ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民が、その恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

ア. 原生自然環境保全地域（自然環境保全法第14条による原生自然環境保全地域をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、自然の推移にゆだねるものとする。

イ. 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は第

46条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

ウ. その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

2. 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1の(2)に掲げる地域別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア. 市街化区域以外の都市地域 —— 農用地区域
農用地としての利用を優先するものとする。

イ. 市街化区域以外の _____ 農用地区域外の
都 市 地 域 農 業 地 域

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

- ア. 都市地域 ————— 保安林の区域
保安林としての利用を優先するものとする。
- イ. 市街化区域 ————— 保安林の区域以外の森林地域
都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。
- ウ. 市街化区域以外の _____ 保全林の区域以外の
都 市 地 域 森 林 地 域
森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調和を図りながら都市的な利用をも認めるものとする。
- (3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域
- ア. 市街化区域 ————— 自然公園地域
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとする。
- イ. 市街化区域以外の _____ 特別地域
都 市 区 域
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- ウ. 市街化区域以外の _____ 特別地域以外の
都 市 地 域 自然公園地域
・両地域が両立するよう調整を図っていくものとする
- (4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域
- ア. 市街化区域以外の _____ 特別地域
都 市 地 域

- 自然環境としての保全を優先するものとする。
- イ. 市街化区域以外の _____ 特別地区以外の
都 市 地 域 自然保全地域
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。
- (5) 農業地域と森林地域とが重複する地域
- ア. 農業地域 ————— 保安林の区域
保安林としての利用を優先するものとする。
- イ. 農用地区域 ————— 保安林の区域以外の
森 林 地 域
農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用をも認めるものとする。
- ウ. 農用地区域以外の _____ 保安林の区域以外の
農 業 地 域 森 林 地 域
森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調節を図りながら、農業上の利用をも認めるものとする。
- (6) 農業地域と自然公園とが重複する地域
- ア. 農業地域 ————— 特別地域
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- イ. 農業地域 ————— 特別地域以外の
自然公園地域
両地域が両立するよう調節を図っていくもの

とする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア. 農業地域 ————— 特別地区

自然環境としての保全を優先するものとする。

イ. 農業地域 ————— 特別地区以外の自然保全地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

3. 5地域のいずれにも区分されない地域について

5地域のいずれにも区分されない白地地域については、当該地域及び周辺地域の状況を勘案の上調整を図っていくものとする。

土地利用基本計画図地区区分別面積

(昭和61年12月1日現在)

区 分		面 積(ha)	割 合(%)
五 地 域	都 市 地 域	116,029	31.4
	農 業 地 域	74,500	20.2
	森 林 地 域	286,699	77.7
	自 然 公 園 地 域	61,551	16.7
	自 然 保 全 地 域	116	0.0
五 地 域 計		538,895	146.0
白 地 地 域		7,048	1.9
県 土 面 積		369,215	100.0

【県営水道用水供給事業】

奈良県水道用水供給事業（県営水道）は、急激な人口増加と生活水準の向上にともない、ますます増大する水需要に対処するため、吉野川分水と室生ダムによる宇陀川分水を水源として御所市戸毛と桜井市初瀬の2ヶ所に浄水場を設け、大和平野24市町村と橿原町に豊富で良質の水道水を長期にかつ安定して供給することとして昭和42年4月に県水道局を設置し、事業に着手した。

昭和45年2月に吉野川系統の御所浄水場が完成し、同年7月に大和高田市、橿原市に給水を開始した。

一方宇陀川系統の桜井浄水場は昭和49年2月に完成し、同年5月に天理市へ給水を開始した。

その後順次、市町村への給水が進み、昭和51年12月橿原町を最後に当初計画の25全市町村へ給水を完了した。

さらに、今後の水需要の伸びに対処するため、昭和70年度を目標に大滝ダム（吉野川上流、川上村大滝、建設省施行）を水源とする拡張事業を昭和55年度より本格的に推進しており、吉野川から御所浄水場まで新しく導水隧道を建設するとともに、浄水設備の拡充、送水管路、中継ポンプ場及び調整池等を新設する計画

である。

これにより、現在の給水区域へ安定した用水供給を行うとともに、新たに大和高原南部地域の大字陀町（昭和61年4月1日給水開始）、菟田野町へも供給することができる。

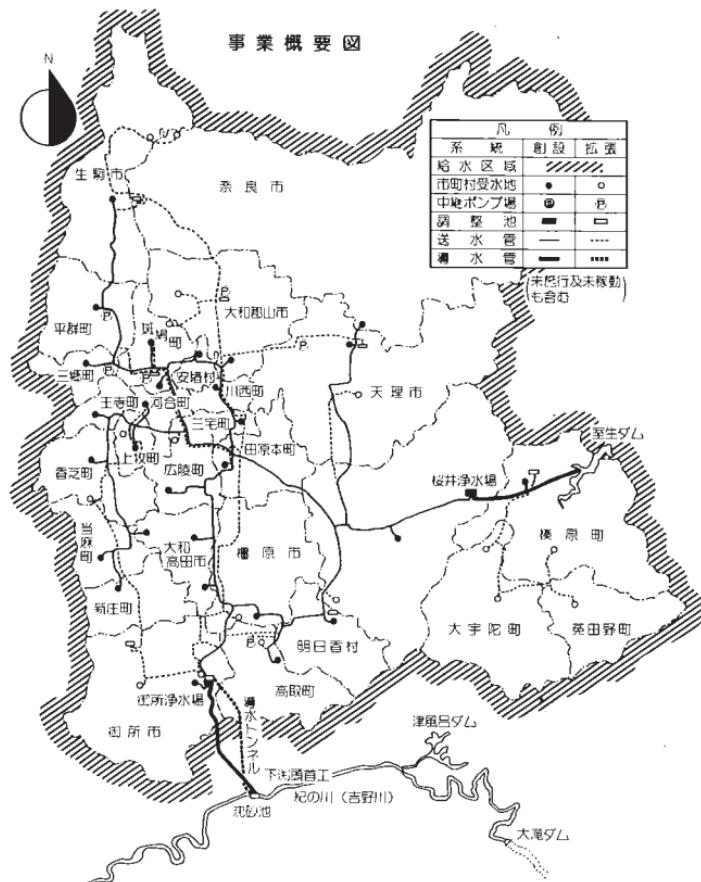
このように、県勢発展の基本方向である「美しい自然環境と快適な生活環境のもとで、豊かで活力ある県民生活」の実現のため、県営水道は大きな役割を担っている。

事業の概要

	創設事業		拡張事業 (計画)	計
	宇陀川系統	吉野川系統		
事業経営認可年月日	昭和41年12月28日 昭和51年9月22日浄水方法変更認可		昭和47年3月31日 昭和59年4月16日 (第2次拡張)	
計画目標年度	昭和55年度		昭和70年度	
水源	木津川上流総合開発事業による室生ダム (水資源開発公団施工)	十津川、紀の川総合開発事業による大和平野分水 (津風呂ダム、大迫ダム)	大滝ダム	
取水量	1.6 m³/秒 138,200 m³/日 2.67 m³/秒 230,600 m³/日	1.07 m³/秒 92,400 m³/日	3.5 m³/秒 302,400 m³/日	6.17 m³/秒 533,000 m³/日
最大給水量	130,000 m³/日 216,000 m³/日	86,000 m³/日	284,000 m³/日	500,000 m³/日
給水開始	昭和45年度から一部給水開始 昭和51年度にて完了		昭和57年度から一部給水開始	
給水対象市町村	25市町村：奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、橿原町、高取町、明日香村、新庄町、当麻町、香芝町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町		27市町村(昭和59年度から大宇陀町、菟田野町を追加)	

施設の概要

	創 設 事 業		拡 張 事 業 (計 画)	計
	宇 陀 川 系 統	吉 野 川 系 統		
取水施設	取水塔 (水資源開発公団施工) 位置 宇陀郡榛原町山辺三	下渕頭首工 (農林省施工) 位置 吉野郡大淀町下渕	下渕頭首工(農水省施工) 位置 吉野郡大淀町下渕 沈砂池 位置 吉野郡下市町新住	
導水施設	導水隧道 6,040 m (水資源開発公団施工) 接合井 位置 榛原町角柄 導水管 $\phi = 1,000\text{mm}$ L = 1,784 m 自然流下方式	導水隧道 5,233 m (農林省施工) 沈砂池 位置 御所市樋野 導水管 $\phi = 1,200\text{mm}$ L = 1,967 m 自然流下方式	導水隧道 $\phi = 2,400\text{mm}$ L = 7,100 m 自然流下方式	導水隧道延長 18,373 m 導水管延長 3,751 m
浄水施設	桜井浄水場 敷地面積 95,690 m ² 標 高 215.51 m 位 置 桜井市初瀬	御所浄水場 敷地面積 84,911 m ² 標 高 119.0 m 位 置 御所市戸毛	御所浄水場 敷地面積 114,721 m ² 標 高 119.0 m 位 置 御所市戸毛 施設能力 284,000 m ³ /日	施設能力 500,000 m ³ /日
送水施設	送水管 $\phi = 1,350 \sim 150\text{mm}$ L = 98km 自然流下方式 (榛原町のみポンプ送水)	送水隧道 $\phi = 1,350\text{mm}$ L = 845 m 送水管 $\phi = 1,350 \sim 150\text{mm}$ L = 32km 自然流下方式 (御所市のみポンプ送水)	送水隧道 $\phi = 1,800\text{mm}$ L = 621 m 送水管 $\phi = 1,800 \sim 150\text{mm}$ L = 150km 調整池、中継ポンプ場、 テレメーター・テレコン設 備、電気防食設備	送水隧道延長 1.5km 送水管延長 280km
	送水隧道延長 845 m	送水管延長 130km		



県民の歌

萩原 四郎 作詩
福島 正二 作曲

一、吉野のさくら 敦傍山

歴史を染めて 陽がのぼる
大和の国に 住む歎びを
肩よせて誇る 奈良県民—
おお！ 賴母し

木村 竜平 作詩
長津 義司 作曲

一、ハアー一つ二つ花びら重ね
夢を重ねた八重桜

花の上から大仏さまが
話かけます呼んでます ソレ
ホンニヨシヨシあおによし
みんないっしょにソーレ
ヨイヨイ来て踊れ

二、山路を拓き 野を起こし
豊かに実る 秋を呼ぶ

大和の国は いま健やかに
眉あげて進む 奈良県民—
おお！ 迟し

二、ハアー二つ三つときれいな峰が
顔をそろえた雲の上

奥の山々みどりに晴れて
すそは吉野の花模様 ソレ
ホンニヨシヨシあおによし
みんないっしょにソーレ
ヨイヨイ来て踊れ

三、近畿の要め 文化の府

花咲く明日に 夢かけて
大和の国に 溢れる幸を
たからかに謳う 奈良県民—
おお！ 美し

三、ハアー三つ四つと都の跡を
今にのこした奈良平野

紅葉狩りした大宮人の
鳥帽子姿が目に浮かぶ ソレ
ホンニヨシヨシあおによし
みんないっしょにソーレ
ヨイヨイ来て踊れ

四、ハアー四つ五つと五重の塔の

屋根はかがやく空たかく
大和よいと世界に誇る
古い文化の宝庫 ソレ
ホンニヨシヨシあおによし
みんないっしょにソーレ
ヨイヨイ来て踊れ

奈良県勢要覧 昭和63年版 1988

昭和63年 3月31日発行

奈良市登大路町
編集発行 奈良県企画部調査課
TEL 奈良(0742) 22-1101
(内線 2616)

印刷所 吉岡印刷株式会社
奈良県北葛城郡新庄町柿本129
TEL 074569-2032
